

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 納付通知書等の様式について、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。(別紙第1号書式、別紙第12号書式関係)
- 2 この省令は、平成31年7月1日から施行することとする。(附則関係)